平成29年度 第2回城東区区政会議

日時:平成29年10月30日

○縣総務課長 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから平成2 9年度第2回城東区区政会議を開会させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます総務課長の縣でございます。よろしくお願いいたします。失礼して座らせていただきます。

開会に先立ちまして、本日お集まりの区政会議委員の皆様には、この10月1日から新たな任期となります委員の委託をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。今後、平成31年9月30日までの任期となります。その間、おつき合いいただきますが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の手話通訳の方を紹介いたします。手話通訳を担当するのは、城東 区手話サークル「ひだまり」の皆さんです。

委員の皆様におかれましては、発言に当たりまして、職員がマイクをお持ちいたします。マイクを口元に近づけて、少しゆっくり目に話していただければ幸いです。

なお、区政会議は公開の会議でございます。現在はまだお見えになっておりませんが、報道機関に写真撮影を許可しております。また、議事録を作成する必要があるため、会議を録音させていただいております。さらに区政会議につきましては、後ろにございますが、ユーストリームでライブによるネット配信がなされております。こちらにつきましてもご了承のほどよろしくお願いします。

それでは、最初に城東区長の松本からご挨拶申しあげます。

○松本区長 皆様、こんばんは。城東区長の松本でございます。皆様方には、お忙 しいところ、また、遅い時間、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、平成29年度の2回目となる区政会議でございます。先ほど縣よりありま したけれども、委員の皆様方には、今回から新たな任期となりますが、区政会議委員 をお引き受けいただきまして感謝を申しあげます。ありがとうございました。

また、せんだって開催させていただきました区政会議の勉強会、こちらにつきましても、新任委員の方々を中心に多くの方々に来ていただきまして、誠にありがとうございました。その勉強会でもお話させていただいたと思いますけれども、区政会議と申しますのは、区役所が実施する施策や取り組みにつきまして、区民の皆様の多様な意見をお聞きする場でございます。今後皆様には、本会でありますとか部会を通じまして、さまざまな忌憚のないご意見を頂戴したいと存じますので、よろしくお願いを申しあげます。

さて、本日の区政会議でございますけれども、8月に策定されました市政改革プラン2.0(区政編)、これを受けました29年度の運営方針の改定でありますとか、現在策定を進めております新たな城東区将来ビジョンの素案、こちらのほうをお示しさせていただきます。また、平成30年度に向けまして、城東区運営方針の作成でありますとか、予算編成に向けました作業を開始しておりますので、運営方針の検討版にて、皆様方のご意見を頂戴したいと存じます。

このように、本日非常に盛りだくさんの内容となっておりますけれども、皆様からさまざまなご意見を頂戴しまして、可能なことにつきましては取り入れてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申しあげまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○縣総務課長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。 最初に、芦村委員でございます。

池山委員でございます。

石川委員でございます。

石塚委員でございます。

一井委員でございます。 稲垣委員でございます。 内山委員でございます。 江ノ口委員でございます。 大嶋委員でございます。 大西貞夫委員でございます。 大西忠信委員でございます。 岡田委員でございます。 奥委員でございます。 奥田委員でございます。 小倉委員でございます。 門田委員でございます。 小林委員でございます。 塩見委員でございます。 芝山委員でございます。 島井委員でございます。 鈴木委員でございます。 関野委員でございます。 髙田委員でございます。 高橋委員でございます。 田中委員でございます。 中井委員でございます。 中島委員でございます。 西田委員でございます。 萩原委員でございます。

東野委員でございます。

福里委員でございます。

福田恵子委員でございます。

福田幸惠委員でございます。

藤澤委員でございます。

又川委員でございます。

松尾委員でございます。

松村委員でございます。

的場委員でございます。

森下委員でございます。

安川委員でございます。

山崎委員でございます。

最後に、吉田委員でございます。

本日ご欠席いただいている方のお名前につきましては省略させていただいております。以上でございます。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

次に、本日区政会議にご出席いただいております市会議員、府会議員の皆様を紹介 させていただきたいと思います。

最初に、市会議員の山中議員でございます。

- ○山中議員 お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。
- ○縣総務課長 西川議員でございます。
- ○西川議員 お世話になっております。ご苦労さまでございます。
- ○縣総務課長 明石議員でございます。
- ○明石議員 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○縣総務課長 次に、府会議員のしかた議員でございます。
- ○しかた議員 いつもお世話になります。きょうはよろしくお願いします。

- ○縣総務課長 最後に、区役所でございます。 ご挨拶申しあげました松本区長でございます。
- ○松本区長 よろしくお願いします。
- ○縣総務課長 奥野副区長でございます。
- ○奥野副区長 よろしくお願いいたします。
- ○縣総務課長 次に、各担当課長でございますけれども、お手元に別紙3という資料があるかと思います。そちらご参照いただけますか。

平成29年度城東区役所担当業務一覧として、担当名と名前と電話番号、それから 主な業務などを記載させていただいております。この資料に沿いまして、順に紹介を させていただきたいと思います。

まず、私、総務課長の縣でございます。よろしくお願いいたします。

米田市民協働課長でございます。

- ○米田市民協働課長 市民協働課長米田でございます。どうぞよろしくお願いいた します。
- ○縣総務課長 冷水市民活動支援担当課長でございます。
- ○冷水市民活動支援担当課長 冷水です。よろしくお願いします。
- ○縣総務課長 岡窓口サービス課長でございます。
- ○岡窓口サービス課長 岡と申します。よろしくお願いいたします。
- ○縣総務課長 中谷保険年金担当課長でございます。
- ○中谷保険年金担当課長 保険年金担当課長の中谷と申します。よろしくお願いします。
- ○縣総務課長 大熊保健福祉課長でございます。
- ○大熊保健福祉課長 大熊でございます。よろしくお願いします。
- ○縣総務課長 谷川子育て教育担当課長でございます。
- ○谷川子育て教育担当課長 谷川と申します。よろしくお願いいたします。

- ○縣総務課長 大場生活支援担当課長でございます。
- ○大場生活支援担当課長 大場でございます。よろしくお願いいたします。
- ○縣総務課長 よろしくお願いいたします。

それでは、本日、お手元に配付させていただいております配付資料の確認をさせて いただきます。

まず、1枚物の次第。次第の下側のところに「配布資料」とあるかと思います。※ 印のついたもの、別紙1 区政会議委員名簿、それから資料1 平成29年度城東区運営方針(改定版)、資料2 市政改革プラン2.0(区政編)、資料3 城東区将来ビジョン(素案)、資料4 平成30年度城東区運営方針(検討版・Ver.1)、資料5 城東区区政会議部会での意見・質問への考え方でございますが、こちらにつきましては、事前に送付をさせていただいていたかと思うんですけれども、本日、資料はお持ちでしょうか。お持ちでない方、いらっしゃいましたらまた挙手いただきましたら、資料をお届けいたします。よろしいですか。

では、次に、本日新たにお配りをさせていただいております資料の確認でございますけれども、別紙2が本日のレイアウト図でございます。こちらは、事前に欠席の連絡をいただきました委員の方を除く配席図になっております。

それから、別紙3、先ほど見ていただきました業務一覧でございます。

続きまして、資料 6 は、もと城東区役所用地における活用案の策定(基本的な進め方)についてでございます。

最後に、資料7は、ご意見シートでございます。

事務連絡については、以上となります。

続いて、定足数の確認をさせていただきます。条例第7条第5項には、2分の1以上の出席が必要となっております。現在50人中42名の方がご出席いただいておりますので、本会議につきましては有効に成立しております。

続きまして、今回は、皆様が区政会議の委員として就任いただいて初めての会議に

なります。したがいまして、まずは、議長及び副議長の選出をお願いしたいと考えて おります。条例の第7条第1項によりまして、議長、副議長は互選により選出するも のということになっております。

まずは、議長につきまして、どなたがよろしいでしょうか。推薦等ございましたらよろしくお願いします。

- ○田中委員 菫の安川委員がよろしいと思います。
- ○縣総務課長 議長には、安川委員というご意見がございましたが、よろしいでしょうか。

(賛成の拍手あり)

○縣総務課長 皆さん、拍手で確認していただけたかと思います。

それでは、議長には、安川委員にご就任いただきたいと思います。

それでは、すみません。安川委員、前の席に議長席がございますので、移動をお願いします。

それでは、議事進行につきましては、今後議長にお願いしたいと思います。よろし くお願いいたします。

○安川議長 ただいま、ご推薦いただきました菫連合の安川と申します。どうぞよ ろしくお願いいたします。

不慣れではございますが、皆様のご協力を得て、議事をスムーズに進行していきた いと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、副議長を選任したいと存じますが、どなたかよろ しいかございましょうか。お声をかけていただきたいと思いますが。

ないようでしたら、私、議長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいで しょうか。

(賛成の拍手あり)

○安川議長 それでは、副議長には、地域の推薦の今福の又川さん、またもうお一 方は、公募委員の鴫野の萩原さんにお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

(賛成の拍手あり)

- ○安川議長 それでは、鴫野の萩原さんと今福の又川さん、よろしくどうぞお願い いたします。
- ○又川副議長 今、副議長に推薦をいただきました今福連合の又川と申します。ど うぞよろしくお願いいたします。
- ○萩原副議長 同じく公募でやってまいりました鴫野の萩原と申します。よろしく お願いします。
- ○安川議長 それでは、議事に入りたいと存じますが、まず、本日の進行をご説明 させていただきます。

まず、平成29年度運営方針の改定について、次期城東区将来ビジョン(素案)について、平成30年度運営方針(素案)について、事務局より一括して20分程度で説明していただき、議論に入っていきたいと存じます。

その後、8時30分をめどに会議を進め、延長がありましても9時には終了してまいりたいと存じますので、皆様のご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

それでは、議題について、事務局より説明をお願いいたします。

○牧企画調整担当課長代理 企画調整担当課長代理、牧です。よろしくお願いいた します。

本日の議題3点につきまして、私からご説明させていただきます。失礼いたしまして、座らせていただいて始めさせていただきたいと思います。

まず、ここの議題に入らせていただく前に、この間の経過説明を少しお時間をいた だいてさせていただきたいと思います。

おおむね、5年先の城東区の未来像を決めていく次期将来ビジョンの方向性、期間で申しますと平成30年度から34年度となりますが、7月の区政会議、本会議開催

後、8月に3つの部会を開催して、たくさんのご意見を頂戴いたしました。その際、 頂戴いたしました貴重なご意見につきまして、お手元の資料 5、城東区区政会議部会 (8月)での意見・質問への区の考え方としておまとめしております。お手元の資料 5をご確認いただけますでしょうか。

右肩に資料番号を書いております。本日は、お時間の都合もございますので、内容のご報告につきましては割愛させていただきますけども、後ほどご一読をいただきたいと思っております。

それでは、議題の1つ目です。平成29年度城東区運営方針の改定についてでございます。資料1をごらんいただけますでしょうか。平成29年度城東区運営方針(改定版)とあります。

平成29年度の運営方針につきましては、この4月に既に確定しまして、これに基づいた取り組みを進めており、どの事業につきましてもおおむね順調に進捗しているところでございます。では、なぜ、この時期に改定かということでございますけども、続いての1枚物、資料2をごらんいただけますでしょうか。市政改革プラン2.0(区政編)(概要版)でございます。

この区政編が、この8月のパブリックコメントを経て、大阪市で策定されました。 この中で、区で取り組むべき事項につきましては、各区の運営方針において取り組み を定めて進捗管理をしていくこととなりました。本来でありましたら、区政会議での ご意見をお聞きした後に改定するところではございますが、大阪市の統一の指示とい たしまして、9月末までに改定する必要がありましたので、ひとまずこの改定版を策 定し、ホームページで公開しております。

本日は、改定版ということでお示しさせていただき、ご意見がございましたら今後、 時点修正をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

では、まず、区政編がどのようなものなのかを資料 2 の概要版をごらんください。 横長の 1 枚物でございます。 現状の課題といたしまして、左側の上のほうの記載であります。平成24年度以降 進めてきました新たな仕組みによる区政運営につきまして、区長会議で検証され、地 域社会づくりと区行政の運営、2つの観点から、記載にあるような幾つの課題が明ら かになっております。

次に、課題解決に向けた基本的な考え方を右側の上のほうに記載しております。 「コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会の実現と、区 長の権限・責任のもとで区政運営システムを充実する」と「数値目標設定を原則とし た取り組み成果の客観的評価による改革推進」を目ざします。

ただいま申しあげました課題解消に向けた取り組みの方向性を具体化して進めてい くための各種取り組みを資料中ほどより下の取り組み項目に記載しております。

初めに、左側の改革の柱1であります。「地域社会における住民自治の拡充」です。 地域コミュニティの活性化、地域課題解決に向けた活動の活性化、多様な協働の推 進、多様な市民活動への支援メニューの充実が挙げられています。

右側、改革の柱2であります。「区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進」では、区長の権限の明確化、区間連携の促進、区民が区政運営に参加・参画する仕組みのさらなる充実、区民サービスの向上、効率的な区行政運営に取り組んでいくことで一番下の「ニア・イズ・ベター」をさらに徹底していくことをお示ししております。

そして、市政改革プラン2.0(区政編)の改革の柱1、2の中で区役所が取り組んでいく事項について、区運営方針に反映したものが、資料1に戻っていただきまして、資料1の改定版でございます。資料1をごらんください。

年度途中の改訂であり、たくさんの取り組みがありますことから、従来の4つの経営課題が記載された後ろの36ページ目であります。36ページ目から市政改革プラン2.0に基づく取り組み等を集約して固めて記載させていただいております。資料1の36ページ、ごらんいただけますでしょうか。

1つ目のコンプライアンスの確保、2つ目の保険料収納率の向上につきましては、項目の右側に小括弧書きの記載がありませんが、3つ目ごらんいただけますでしょうか。

「人と人とのつながりづくり」からの右側には、(改革の柱1 I-ア)という記載があります。本運営方針に記載されている取り組みが、市政改革プラン2.0(区政編)のどこに記載されているか、どこに当たるかというのを小括弧の中に該当する項目については記載させていただいております。

左側の趣旨、目的や取り組みの概要は、市政改革プラン2.0 (区政編)の文章を そのままの記載としております。右側のそれに対する取り組み内容につきましては、 城東区として取り組むに当たっての内容、目標を記載させていただいております。

36ページから52ページまでの20項目の取り組みが記載されております。全てご説明すべきところではございますが、時間の関係上、代表的な部分をご紹介させていただきますので、ご紹介以外のものにつきましては、後ほどご一読いただければと思っております。

初めに、改革の柱1の関連では、38ページであります。地域活動の担い手不足の解消の取り組みですとか、続いて40ページであります。地域を限定しない活動の活性化の取り組みということで、テーマ型団体への支援窓口の設置が挙げられております。

改革の柱2の関連では、49ページ、区政会議について触れております。効果的な会議運営のためにということで、既に前期の委員の皆さんにお願いしておりました会議運営上のアンケートでありましたり、意見のフィードバック、地域活動協議会との連携ということで、地域推薦委員の方の選定等を挙げさせていただいております。

資料1につきましては、以上でございます。

続きまして、議題2つ目の将来ビジョン(素案)についてであります。

資料3、ごらんいただけますでしょうか。

将来ビジョンにつきましては、現行の将来ビジョンが今年度、平成29年度で期限を迎えます。来年度以降の次の5カ年のビジョンにつきまして、7月の本会、8月の部会におきまして意見をお聞きしながら検討を進めてまいりました。前期委員の皆様のご意見等を踏まえまして策定させていただきましたのが、資料3の素案でございます。

基本的な将来像や、4つの取り組みの方向性と大きな部分では変更しておりません ので、詳細な説明は割愛させていいただきますが、主な変更点等を申しあげさせてい ただきます。

どの部会におきましても共通意見といたしまして、特に、地域活動等の担い手の不 足・育成が今まさに直面している課題だという意見を多く頂戴いたしました。

その点を踏まえまして、6ページ、ごらんいただけますでしょうか。

方向性の1つ目、「人と人とがつながり、城東区を誇りに思えるコミュニティ豊かなまち」を挙げております。

7ページの(1)「タテ・ヨコ・ナナメでつながるまちづくり」の先頭に【戦略】 と記載しているところがあります。1つ目の点(・)の2段落目に「また、高齢化等 により地域活動の担い手が不足していることから、新たな担い手確保につながるよう、 地域の実情に応じた支援を行う」と一文を追加し、戦略の一つとして明記させていた だきました。

続いて、11ページ、ごらんいただけますでしょうか。11ページの下のほうです。

【めざす将来像】の1つ目ですが、「すべての子どもが確かな学力を育むことができる状態」としておりましたが、体力の向上も必要ではないかという考えから、学力に加え、「体力を育む」という一文を追記させていただいております。

その他、空欄となっていました目標数値につきまして、一部新たに設定させていた だきましたので、ご報告させていただきます。

戻りまして、10ページ、今の11ページ、ごらんください。

3つ目の方向性であります「安心して子育てができ、心豊かに力強く未来を切り拓く子どもを育むまちづくり」に対する戦略の2つ目であります。11ページの(2)、「子どもたちが自らの可能性を追求できるまちづくり」の1つ目の目標であります。授業以外に学習しない児童生徒の割合についてです。現状値といたしまして、小学校が6.3%、中学校が7.4%となっていますことから、34年度の目標といたしましては、小学校5%、中学校6%を目標といたしました。

次に、12ページ以降、4つ目の方向性である「地域が支えあい、住みなれた場所で安心して暮らせるまちへ」に対する戦略です。12ページ、ごらんいただけますでしょうか。

13ページに記載の2つ目の「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちへ」でございますが、目標の一つで上の段、「医師と円滑な連携ができていると感じるケアマネジャーの割合の向上」を挙げておりましたが、現状値はまだ把握できておりませんので、ひとまず60%を目安として目標を定めております。

そのほか、現時点で目標が未設定の項目につきまして、今後アンケート等で把握する現状値を踏まえて設定させていただいた後、パブリックコメントにより広く区民の皆さんに意見をお聞きする予定をしております。

最後の議題であります。平成30年度城東区運営方針素案であります。

それでは、平成30年度運営方針(検討版)の説明に入ります。資料番号4番、コスモちゃんのイラストの入っている資料4をごらんいただけますでしょうか。

バージョン1とありますけれども、これをたたき台としまして、修正を加えるごとにバージョン2、バージョン3という形で、今後皆様にお示ししていきたいと思っております。また、今回、区の運営方針でお示しさせていただきますのは、経営課題、戦略といったものでございます。予算の算定額につきましては、現在算定中でございますので、今回の資料には含まれておりません。ただ、この予算算定額、あるいは成果目標なり業績目標につきましては、11月上旬に公表という予定になっております

ので、それ以降の部会の開催の際には、予算額、算定額等もお示しさせていただきた いと思っております。その時点で、改めてのご議論をよろしくお願いしたいと思いま す。

時間の都合もございますので、駆け足のご説明になり恐縮ではございますが、よろ しくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、資料4の表紙を1枚めくっていただけますでしょうか。目次がございます。その目次をもう1枚めくっていただけますでしょうか。

1ページ目をお開きください。資料の下側のほうにページ番号を打たせていただい ております。

1ページ目の上段であります。「区運営方針とは」と記載されているところをごら んください。

区運営方針ですが、その1行目、区における施策の選択と集中の全体像を示す方針としまして、毎年度策定をしております区の目標像、使命、経営課題とともに、施策レベルとしての事業戦略、事務事業レベルとしての具体的な取り組みをお示ししております。

その下の段落にありますように、区運営方針は、今後5年間の方向性を示す将来ビジョンの1年ごとの具体的な取り組みであるアクションプランの位置づけとなります。

今後の作成スケジュールにつきましては、1ページの下の段のほうに記載をしております。そこにお示ししていますように、この後、11月以降の部会におきましても、区政会議の委員の皆様より運営方針案についてご意見を頂戴しまして、来年3月の大阪市会での審議、議論、ご意見を踏まえまして、4月上旬には運営方針を確定してまいりたいというふうに考えております。

引き続きまして、5ページ、ごらんいただけますでしょうか。

城東区が目ざすところの役割等の基本的な考え方を記載しております。こちらも将 来ビジョンと方向性を同じくすることになりますので、5ページ、城東区が目ざすこ ととしまして、「城東区に住んでよかったと思えるまち」、また、城東区が担う役割 としまして、「区民とともに、人と人との絆を大切にし、城東区に住んでよかったと 思えるまちづくり」を進めてまいります。

これらの目標を達成するために、次の資料の6ページから33ページにわたりまして、5つの具体的な経営課題を設定しております。

昨年度までは、大きく4つの経営課題で進んできました。将来ビジョンにおきましても、子育て・教育の分野を一つの方向性として独立させておりますので、30年度は、まちづくり、防災・防犯、子育て・教育、福祉・健康、区政運営、この5つの経営課題といたしております。

まず1つ目の経営課題であります。右側の資料の6ページ、ごらんいただけますで しょうか。

ページの上にありますように、経営課題1といたしまして、「人と人がつながり、 城東区を誇りに思えるコミュニティ豊かなまちに」を進めてまいります。先ほども申 しあげましたが、この経営課題の記載事項は、将来ビジョンとリンクさせております ので、説明のほうは割愛させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、8ページ、ごらんいただけますでしょうか。

8ページに戦略1の具体的取り組みについて記載をしております。戦略の立て方につきましても、将来ビジョンとリンクしております。具体的取り組みとしましまして、上のほうの1-1-1では、地域活動協議会に対する活動支援や情報発信の支援、1-1-2では、生涯学習、スポーツを通じたコミュニティづくりについて記載しております。

10ページ、ごらんいただけますでしょうか。

戦略1-2であります。「魅力あるまちづくり」といたしまして、1-2-1では、 城東区ゆめ~まち~未来会議・アイラブ城北川実行委員会と協働したまちづくりの取 り組みを記載しております。 ここで、記載方法の説明でありますが、1-2-2、音楽にあふれるまちづくりに右側、新規という白抜きのマークがございます。このマークのついている取り組みにつきましては、30年度から新たに実施する取り組み、または、既に実施しておるものでありますけれども、運営方針への記載が初めてであるという取り組みを新規という形で表現させていただいております。例えば、中学校吹奏楽部に練習会場の支援を行うことについて、平成28年より行っておりますが、新たに運営方針に記載し、新規の表示をつけた上でお示ししております。

1-2-3 としまして、花と緑の人を育むまちづくりにも引き続き取り組んでまいります。

引き続き、経営課題2であります。11ページをごらんください。

経営課題2としましては、「地域で支えあう安全で安心なまちに」を進めてまいります。

資料の14ページ、戦略2-1といたしまして、「自助・共助を基本とした災害に強いまちづくり」にも取り組んでまいります。

具体的な取り組みといたしましては、資料15ページ、ごらんいただけますでしょうか。

2-1-1、防災意識の向上で、地域ごとの防災計画及び防災マップの作成支援等を記載しております。

2-1-2、避難行動要支援者情報の共有についても取り組んでまいります。

次の16ページでは、戦略2-2-1であります。地域コミュニティによる防犯力の向上ということで、発生件数の多い車上狙い、部品盗、自転車盗などの減少に向けた啓発強化等を行います。

2-2-2といたしまして、犯罪抑止力の向上。防犯カメラの設置等につきまして 取り組みを進めてまいります。

次に、資料17ページ、ごらんいただけますでしょうか。

経営課題の3であります。今年度新たに独立させた経営課題で、「安心して子育てができ、心豊かに力強く未来を切り拓く子どもを育むまちづくり」といたしまして、 資料の20ページであります。

具体的取り組み3-1-1、子育て支援事業の推進ということで、子育でするなら 城東区ワークショップの開催などに取り組みまして、3-1-2では、引き続き保育 事業の充実を進めてまいります。

次の21ページ、ごらんください。

3-2-1、子どもたちの基礎学力や体力の向上ということで、ビジョンでも申し あげましたが、今、取り組んでいる学習会の取り組みに加え、来年度から新規で体力 向上のための体育用備品等の提供を行います。

また、3-2-2では、不登校及び不登校傾向の児童生徒に対する支援といたしま して、居場所づくり事業などを実施してまいります。

続きまして、22ページ、ごらんください。

経営課題の4であります。「地域が支えあい、住みなれた場所で安心して暮らせる まちへ」についてです。

資料の26ページ、戦略4-1、「高齢者、障がい者、子どもを地域が互いに見守り、支えあうまちへ」の具体的取り組みといたしまして、戦略4-1-1、地域福祉支援事業、次の27ページの4-1-2では、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、戦略 4-2、「高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるまちへ」ですが、昨年度は取り組みが 1 つでしたが、 4-2-1 を医療・介護関係機関の連携推進、 4-2-2 を区民への啓発と 2 つに分けまして、地域包括ケアシステムの充実、推進として取り組んでまいります。

最後に、資料29ページであります。

5つ目の柱、経営課題5であります。「区民の皆さんに信頼される区役所づくり」

に取り組んでまいります。

めくっていただきまして、31ページ、戦略5-1におきましては、コンプライアンスの確保、コンプライアンス違反を発生させないために5-1-1で職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

32ページの戦略 5-2では、「窓口サービスの向上」といたしまして、5-2-1、窓口環境の改善、5-2-2、接遇能力の向上に取り組みます。

続きまして、資料33ページの戦略の5-3です。「区民の皆さんとすすめる区政運営」といたしまして、具体的取り組み、5-3-1では、区政会議等の会議につきまして、市政改革プラン2.0(区政編)にも沿った、区政会議委員の皆様による区政評価の点数化とその公表に係る取り組みを行い、5-3-2、区民情報の発信では、7月の本会のときにもご意見をいただきましたが、区の広報誌「ふれあい城東」につきまして、現在、新聞折り込みと希望者の方へのポスティングをさせていただいておりますが、来年度からは全戸配布に変更したいと考えております。

なお、冒頭で今年度運営方針の改定について説明させていただきましたが、市政改革プラン2.0(区政編)に関する取り組みにつきましては、次回のバージョン2、こちらのほうでお示しさせていただきたいと考えております。

以上、3つの議題、議案につきまして、駆け足の説明となりましたが、城東区運営 方針(検討版)の説明を含めて以上とさせていただきます。

私からは、以上でございます。

○安川議長 それでは、これより議論に入らせていただきたいと思います。

先ほど、区役所のほうからご説明がありました議題3点について、ご意見がございましたら、どなたからでも結構でございますので、挙手の上、お名前を名乗っていただいた上で、ご発言をゆっくりお願いしたいと思います。

何かご意見、ございますでしょうか。

奥委員さん。

○奥委員 すみません、公募委員の奥といいます。

先日、ちょっと前もって質問状を区役所さんのほうに提出して、大阪市のちょっと 意向を確認してほしいと思いまして、安心安全のことについてですけれども、昨今な んかの要するに北朝鮮のミサイル発射等で北海道のほうでJアラートの避難指示が出 たそうですけれども、そのときに地下とかそういうところにも避難するようにという 指示があったけれども、実際に大阪市として地下街とか地下鉄の駅なんかをどのよう に今後、その避難場所にするのかということと、それから、例えば城東区であれば、 地下鉄の駅が何カ所かありますけれども、そこの駅の避難場所として当然、皆さんが 避難して来ると思うんですけれども、その駅を、駅の改札口までしか入れないとか、 でもここ城東区では今里筋線とか鶴見緑地線はホームまで非常扉がついていますので、 ホームまで避難できますけれども、こういったことを大阪市、または城東区ではそう いった避難場所として考えているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思いまして。 以上です。

- ○安川議長 それでは、区役所のほうから。
- ○米田市民協働課長 市民協働課長の米田でございます。ただいま、奥委員のほうからございました昨今、北朝鮮のミサイル発射の問題とか取り上げられておりますので、全体像を、大阪市全体としての取り組みも含めまして回答させていただきたいと思います。

北朝鮮によります弾道ミサイル発射等のいわゆる武力攻撃情報につきましては、国の内閣官房より消防庁のJアラート送信システム、正式には全国瞬時情報システムから対象エリアの市区町村のJアラートシステムに情報が発信をされまして、大阪市の場合につきましては、Jアラートの受信機から防災行政無線、例えば区役所ですとか各小学校の屋上等に設置をしております屋外スピーカーでございますけれども、これが自動起動いたしまして、小学校屋上等の屋外スピーカーから警報音等が流れるようになっております。同時に、消防庁Jアラートシステムからは、携帯電話会社へも情

報が流されまして、その地域で携帯電話、スマートフォンに、いわゆるエリアメールや緊急速報メールが周知されるということでお聞きをしております。このエリアメール等につきましては、9月に大阪府全体で実施をいたしました大阪880万訓練と同じイメージで捉えていただければ結構かなと思っております。

また、Jアラートによる警報がされた場合につきましては、当然のことながら、テレビ・ラジオ等による緊急情報も流されるということになっております。

次に、市民の皆様にとっていただきたい行動でございますけれども、屋外にいらっしゃる場合ですが、速やかに近くの建物の中か、地下があれば地下に避難をお願いしたいというふうになっております。建物はできるだけコンクリートづくりのものであって、地下も地下街等が望ましいということになっております。しかしながら、建物が近辺にない場合、あるいは、家庭内にいらっしゃる場合につきましては、できるだけ窓から離れていただきまして、できれば窓のない部屋があればそこへ移動していただく、それから、どうしてもそういう部屋がなければ、机等の丈夫なものに身を低くして隠れていただいて、テレビ等からの情報を得ていただくということになっております。この内容につきましては、内閣官房の国民保護ポータルサイトに同様の内容が記載をされておるところでございます。

今、奥委員のほうからございました地下鉄駅での対応でございますけれども、これ につきましては、大阪市の危機管理室のほうに確認をさせていただきました。

地下鉄駅につきましては、そういうJアラートシステムが発せられましたときについては、市民の方々が避難をして来られることを既に大阪市交通局としても想定しております。地下避難ができるよう、改札までの通路やコンコースに人が多くなった場合につきましては、駅員の判断でもちまして改札をあけて改札内ですとかホームのほうへ誘導するというふうにお聞きをしております。

Jアラートによるミサイル発射の警報が流れた場合につきましては、その路線を走っております列車につきましては、基本的に最寄りの駅に全車停車をさせるというこ

とでお聞きしております。したがいまして、電車に乗っておられる方につきましては、 駅についてドアがあけられてそこから出てこられるということになりますので、時間 の関係、どれぐらいの到達時間になるかというのはちょっと私もよく承知はしており ませんけれども、手順としてはそういう手順でもって地下鉄は対応するとお聞きはし ております。

ちなみに参考でございますけれども、この城東区でしたら、南北に走っております今里筋線、東西の鶴見緑地線、それぞれ駅につきましては、ホームドアというのがついておりますので、もちろん下へはおりれません。当然、列車が入ってきますから、下へおりることできませんけれども、それ以外の地下鉄で御堂筋線、谷町線、四つ橋線、中央線、それから千日前線、この5路線につきましては、ホームドアの設置されている駅もございますけれども、ない駅では、この5路線は、線路の横に第三軌条といいまして、いわゆる通常の私鉄でしたら架線、空中線から電気を集めるんですけれども、その5路線につきましては、第三軌条という別のレールから電気をとっております。市営地下鉄の場合は、直流750ボルトでございますので、当然、その第三軌条と線路を、例えば足でこう踏んだ場合については750ボルトの電源が流れますので非常に危険だということでございますので、決してそういうことになってもホームの下にはおりていただきたくないとお聞きをしておりますので、その点もあわせましてよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

- ○安川議長 米田課長、今度11月にJアラートの。
- ○米田市民協働課長 すみません。ナイスフォローありがとうございます。

先ほどのJアラートシステムですけども、11月14日の火曜日、全国一斉のJアラートの伝達訓練が予定をされております。時間的には11時ごろに先ほど申しあげました屋外スピーカーから訓練放送が流れますのでよろしくお願いをしたいと思います。どうもありがとうございます。

- ○安川議長 それでは、どなたかほかに。芝山委員さん。
- ○芝山委員 公募の芝山といいます。

私、前回の区政会議を傍聴に来まして、そのときに区の広報のことについて議論しているのを聞いて、全戸に入っていない、新聞折り込みとそれから希望した人だけにしか配布をされていないというのを聞きまして、それで私はやはり市の中でどのような状況になっているのかということをちょっと知りたいと思って、情報公開で調べたんですね。そしたら約半数の区で全戸配布をしているというそういう実態がわかったのと、それからもう一つは、どんだけ予算が使われているかということに関しては、城東区は全戸配布していない割には予算はすごく多いんで、きょう資料を持ってきたらよかったんだけど、きょう一番でこういう話が出るとは思わなかったので、ちょっと用意してきていなかったんですけども、予算がすごい高かったように思うんです。だから、安ければいいというふうには私も思いませんし、中身がどうなのかということがすごく大事だというふうには私も思いませんし、中身がどうなのかということがすごく大事だというふうに思うので、そのことを安いからいいというふうには思いませんけれども、だけれども全戸配布をしていない割には予算が高かったように思ったんです。その分析した中で。

ですから、私自身はやはり区民として知る権利、やっぱり区の情報が全体の住民に行き渡るというのは基本的なことで、やはり私たちいろいろな制度でも申請しなければ受けられないという、こういう申請制度の中で、やはり皆さんに知っていただくということが一番基本中の基本だというふうに思いますので、そういう中で区の広報が全戸にちゃんと配布されるということは非常にいいことだというふうに私は思っています。だからそういう点では、すごく評価していますし、しかし、実際にじゃあ予算のことは、一体、私は中身がちょっとわかりませんので、どのようなことでそれだけ値段が違っているのかというのをちょっと一度お調べいただけたらなというふうに思います。

以上です。

- ○安川議長 この件について、区役所のほうどうでしょうか。
- ○縣総務課長 総務課長の縣でございます。

区の広報誌につきましては、先ほども説明させていただきましたように、運営方針 の33ページ、新規といたしまして区政情報が広く区民の皆さんに伝わるように30 年度から全戸配布に変更していきたいということで記載をさせていただいております。

なお、予算につきまして、他の区に比べて、全戸配布する経費がかかっていない割に予算が高いんではないかということで、すみません、実際の細かな金額等はちょっと今持ち合わせていないんですけれども、城東区の場合、皆さんご承知いただいているかと思うんですけど、2年か3年ぐらい前から区の広報誌の体裁というんですか、A4判の見開きの広報誌という形に変えさせていただいています。今まではどちらかというと大きな広報誌で、枚数は少ないんですけれども、中を見るのが非常に見づらいというんですか、それに対してA4判でコンパクトにさせていただいています。また、表紙を1枚めくっていただいてからは毎号、毎号、特集といった形で、その時々に応じたテーマなり人なり物を取り上げさせていただいて発信させていただき、かなり広報誌の中身のところにお金をかけさせていただいているため、他の区に比べて高くなっているんではないかと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○安川議長 芝山委員さん、よろしいでしょうか。 ほかに。

福里さん、お願いします。

○福里委員 公募の福里です。

お聞きしたいのが、戦略の5-1、5-2、5-3とその他、児童手当、介護保険についてなんですけど、先ほどの続きなんですが、ふれあい城東を全戸配布することなんですけど、100%無理じゃないですか。90%はいくと思うんですけど、100

0%はかなり厳しいんじゃないかなというように思うのと、どこの経費をここから出すの、誰が配布するのという点が出てくると思うんですね。それがもうちょっとお聞きしたいことと、これが今5-3ですね。

で、平成30年の戦略5-1からまずいきます。

コンプライアンスの確保ということで、めざす成果・目標の中で個人情報の漏えい事件及び職員の不祥事の発生件数を前年度より10%減させるとありますけれども、平成27年、28年度を見ますと、その発生件数をゼロとするになっています。で、平成29年は半減する、平成30年度で10%にする。そもそも、漏えいとか不祥事はゼロであって当然ではないでしょうか。わざわざ戦略を立てる必要があるんでしょうか。

「具体的取組」のボチの3つ目に現金の取り扱い云々、実地調査を行い保管するとあるんですけど、これは民間企業からすれば、1円たりとも違っていけないのが常識と思うんです。公僕だからこれは認められるものではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

戦略 5 - 2 - 2、窓口サービスの向上ということで、現在の一部の窓口業務を民間委託しているというふうに聞きました。委託前と比べ、業務がスピーディーになり満足度も平成 2 6 年度の 6 4 % から平成 2 8 年度 7 9. 2 %に向上していることは確かにわかります。本来は委託しなくても一定の評価が得られるのが当然ではないでしょうか。人員的なものがあって不足するんだったら、委託ではなく職員をふやせばいいと思います。

あと、戦略4-2-2で、職員の窓口応対・電話応対の能力の向上を図るため、外部の講師による研修を実施するとありますが、この文言、平成27年、28年、29年、ずっとあるんですけど、いつになったら終わるんでしょうか。

次、児童手当についてなんですけども、私自分が子どもいてるからよくわかるんで すけど、毎年6月に現況届を提出しなければならないのですが、郵送の場合は送料か かりますが何の文句もなくすぐ受け取ってもらえるんですね。一方、区役所へ持参した場合、現況届に不備がないかということで確認するために、物すごい時間かかるんですよ。郵送、持参とも提出に差がないようにしていただきたいです。

最後に、介護保険ですが、介護保険を実際に運用しているのは市町村である大阪市です。その中でも65歳以上の第1号被保険者について話をさせていただきます。

そもそも介護保険証を持っている人、使い方を知っている人はどれだけいるんでしょうか。介護保険証は健康保険証のように、見せればすぐに使えるものというものではないです。大ざっぱですけど、施設サービス、施設外サービス、福祉用具の利用、住宅改修があります。これらの介護サービスを受けるためには、大阪市に申請し、要介護認定調査を受け、大阪市からの認定結果の通知を受けてからのサービスになります。

この複雑な流れ、65歳の皆さんは理解できるのでしょうか。今すぐにでも介護が必要なのに使い方を知らない。城東区役所にも介護の窓口がもちろんあります。とても失礼なんですけれども、住民情報や保険年金の窓口と比べたら、すごいすいています。ごめんなさい。

この介護の窓口でも、介護サービスを受けるときにはどうすればいいのか、しっかりと説明する時間はあるはずなんです。役所に来られた方がしっかりと理解できて安心してサービスが受けられるように、一大として取り組んでいただきたいです。大阪24区の城東区だからこそできるサービスを望みます。

長くなってすみません。以上です。

- ○安川議長 それでは、たくさんご質問がありましたが、順次、役所のほうからよ るしくどうぞお願いいたします。
- ○縣総務課長 総務課長の縣です。ご説明させていただきたいと思います。

まず、広報誌の全戸配布でございますけれども、こちらにつきましては、当然、全 戸配布にしますと予算がたくさんかかるわけなんですけど、これにつきましては、区 全体の予算の中でいろいろ見直し等を行いながら、必要な経費を生み出していきたいと考えております。配布につきましては、専門の業者さんのほうに委託をしてやっていきたいと思っております。配布のほうにつきましては、基本的には100%を目ざしたいんですが、実際のところ、見た目だけではわからないところもありますので、そういったところにつきましては配布漏れ等がございましたらご連絡いただいたら別途対応するような形を考えていきたいと思っております。

それから2点目、不適正事務とか不祥事についてのご指摘でございます。今回、3 0年度の運営方針につきましては、発生率を10%削減させるということなんですが、 その前の年につきましては半減、あるいはもう1年前の年についてはゼロでした。こ れにつきましては、平成27年度、城東区におきましては、大変申しわけないんです けれども職員が公金を横領するというような重大な不祥事が発生しました。それを受 けまして、その翌年度は絶対に不祥事は発生させてはならないということで、不祥事 をゼロとさせていただきました。しかしながら、実態としては、実務面でのミス、例 えば、今、広報誌をとっておられない方については、一軒一軒、ご連絡をいただいた らお名前を書いてポストに投げ入れをさせていただいているんですが、例えば303 号室の福里さんに入れるつもりが、隣の302号室に入ってしまったとすると、実は 福里さんのご住所が302号室の方に知れてしまったということで、仮に委託業者さ んが間違ってポストへ入れてしまったような場合にも、これも不適正事務でカウント させていただいています。かなりシビアにカウントさせていただいている関係もござ いまして、これは一つの例で、まだそれ以外に区のほうにも問題のあるものもたくさ んあるんですが、結果といたしまして、なかなか不祥事をゼロにするというもの半減 するというのも難しい状況がある中で、今回、市政改革プランの区政編で、不適正事 務の削減が10%ということがございましたので、そちらをとって10%ということ にさせていただいております。

いずれにしましても、不適正な事務はできる限り発生させないように今後も取り組

んでまいりたいと思っております。

それから3点目、現金の取り扱いでございます。こちらにつきましても、今ほど説明させていただいたように、平成27年に横領事件がございましたので、こういったことを絶対に発生させないように、常に点検をしていこうということで、現金取り扱いの点検等に取り組ませていただいております。

それから、一つ飛びまして、接遇マナーの関係でございます。職員が接遇マナーにつきましては、まだまだ不十分な点があるかと思うんですけれども、接遇マナーの研修に当たりましては、専門業者の方にお願いしておりますが、接遇研修をする前に一度うちの区役所を見ていただきまして、毎年度こういった問題点がある、ああいった問題点があるという指摘をいただいて、その指摘に基づきまして、毎年必要なメニューを追加するという形でやらせてもらっています。また新規採用の職員とか、職員の異動等もある中で問題のある点をより中心にしながら研修を進めていきたいと考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○大熊保健福祉課長 保健福祉課長の大熊でございます。保健福祉の窓口のご質問で、児童手当で非常にたくさん時間を待っていただいたということだと思います。

確かに、返信用の料金後納の郵便を入れれば、全部郵送にはなるんですけれども、まず一つは、非常に大量なので、コスト面として大阪市としてちょっと難しいのかなと考えておるのと、やはり郵送でしたら保険証のコピー漏れとか書類不備がやっぱりかなり発生するのがございます。窓口へ来ていただいたほうが確実に二度手間を防ぐというところがあるのかなと考えております。

それから介護保険につきましては、今、包括支援センター、区内に4カ所ありますけど、そちらでいろいろな介護のご相談をいただく体制を大阪市はとっております。なかなか包括支援センターの場所も知らない方も多いので、地域の地域福祉支援員さんとかにもできるだけこまめに対応、相談に乗っていただいて、そちらに誘導してい

ただけるような体制を我々もつくっていきたいと思っております。 以上です。

○岡窓口サービス課長 窓口サービス課長の岡でございます。

窓口の民間委託の件でございますけれども、民間でできることは民間でという国や 市の方針のもとに民間委託をさせていただいておるんですけれども、それにつきまし て、民間のノウハウの活用であるとか、忙しい時期に臨機応変に職員の方を増員して いただけるというプラス面があることから、本市でも導入してきたところでございま す。

今後とも、民間職員及び私どもの職員も含めて、市民サービスの向上に努めてまい りたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解をお願いいたします。

- ○安川議長 福里委員、以上の質問でよろしかったでしょうか。
- ○福里委員 コンプラのほうなんですけど、でも目標はゼロじゃないですか。
- 縣総務課長 はい、おっしゃるとおりです。基本的には発生しないようにという 形で努めていくべきだと思っております。
- ○安川議長 それでは、ほかの。 江ノ口委員さん。
- ○江ノ口委員 今回初めて区政委員、ちょっとやらせていただきます江ノ口です。 きのう、中浜地域で防災訓練がありまして、雨の中、危機管理室及び市民協働課の 皆様に支えていただきましてありがとうございました。ちょっと質問させていただき ます。

初めてなもんで、ちょっと言葉のところと質問レベルがどれぐらいかというのがわかりにくいんですけれども、大阪市でニア・イズ・ベターでさらなる推進ということで徹底をされるということで書いてあるんですけど、そのニア・イズ・ベターというのをわかりやすい、非常にわかりやすい説明をちょっとお願いしたいというのが一点です。

それから、先ほどの情報伝達のお話なんですけど、町会やっていますと非常にもう回覧物が多いということで、もう次から次から回覧物が来まして、それを町会の班の中、町会ごとに回しております。ということで非常に大変なんですよね。ですから、全戸配布は全戸配布でいいんですけども、予算の中でそういう町会のところの掲示板というのがこれもまた町会の負担で掲示板を立てています。ですけども、公園とか非常にわかりやすく区とかで管理されている土地とかいうところでちゃんと雨・風にぬれないような格好のちゃんとした掲示板をちょっと予算でとっていただいて、割と全体的に見れるようなところをふやしていただきたいと。我々は、町会のほうの壁をちょっと貸していただいたりとか、それからちょっと空き地のあるところとか、そういうところあるんですけど、最近、家がなくなったらまた掲示板もなくなっちゃうということでまた新設をしやなあかんということで結構費用がかかります。ということで、ちょっとその辺のところをちょっとお考えいただけたらどうかなあと。

それから、防災関係で、中浜地域では、なかなか青パトとかをやりたいんですけども、それをとめる場所がないということで、私のところでは北公園のところに集会所があるんですけど、そこの改装をちょっと考えておりましたんですけども、やはり土地がないものですから、公園に隣接していますので、そういう公園の一部をちょっと建設局さんと相談させていただいて、青パトですと軽自動車がとめれるだけのスペースがあればよいということで、その辺をちょっと改造していただけるようなこともちょっとどこへご相談したらええんかなというように考えております。よろしくお願いします。

それから、区役所のサービスということで、区役所が信頼できるところにあることということで担う役割の中に書かれております。それで、私の最近の経験だけでちょっとこれは変な指摘になるかもしれませんけれども、私の家内が1カ月前ぐらいに手術がありまして、1カ月ぐらい母親を預かってもらわなあかんということで、50年住みなれた城東区から丹波の篠山に母親を、住民票を移して移動させたと。それは何

でかといいますと、1カ月でもいろいろな介護サービスを受けなあかんということで、 大阪市の城東区の住民のままですと向こうで受けられへんということなので、手続を やりましたということで、手続窓口は非常にご親切にここも、それから介護のレベル も、再認定のときなんですけれども、それを据え置いてやっていただいたということ で、6カ月、そのままでオーケーですよということで篠山へ行きました。それで今度 篠山から先日戻ってきたんですけど、今度また城東区に編入ということで、そのとき にその窓口へ行きますと、今度は認定をまた受けてくださいよと。えっ、1カ月前に 6カ月もうそのままでいいから手続要りませんと言われたのにということで、すった もんだちょっと窓口でしまして、それで結局前にそういうふうなことがあったという ことで、認定その場で受けていただいたということで、そういうところのデータの疎 通がうまいこといっていないんじゃないかなというのが一点です。

それから、あと、そのときにもう一つ受付のところに、区役所の場合、新しい建物になっていまして、その中でもやはりペットを各住民さんが持ち込んで受付されたり、いろいろな手続をされているようにお見受けします。それで、フロアのところにうんこが落ちていまして、それでこれ気になって誰か踏んだらあかんねということで、お近くの人に声かけてすぐ処理してくださいと、はいわかりましたということだったんですけど、連絡はいっているんですけど、すぐそばで立っている人は反対にほかの説明のためにそちらを優先されて、うんこはそのままなんですよね。それで、いろいろな人が通られるので、やっぱりそのときに何が一番大切かといったら、最初にうんこをさっと取ってしまって、それでティッシュで取ってしまって、それで後で市民のサービスしていただいたらどうかなということで、その辺のサービスの手順がやっぱり何をファーストにいくかということでちょっと意識づけいいますか、そういうのを持っていただいたらありがたいかなという、そういうのを感じました。

以上です。

○安川議長 それでは、江ノ口委員さんのご質問に対して、区役所のほうどうでし

ようか。

○ 縣総務課長 総務課長の縣でございます。すみません、ちょっとわかりにくい説明になってしまうかもしれません。

まず、ニア・イズ・ベターでございます。こちらにつきましては、ニア・イズ・ベターという言葉自身は、近いところがいいよという、日本語で言ったらまさにそのとおりなんですけれども、いわゆる、住民に近いところで行われる決定ほど望ましいという意味で使っています。住民から離れた遠いところで行われる決定よりもできるだけ住民に近いところの、身近なところで物事を決定していこうというのが、ニア・イズ・ベターということの考え方でして、いわゆる地方分権とか、その考え方の基本的な部分になっていると聞いておるところでございます。

それから、最後、フロアにペットのふんが落ちていた件でございます。すみません、 そういうご指摘ありましたら、ちょっと私ども職員も気をつけるように今後していき たいと思っています。どうも、申しわけございませんでした。

○米田市民協働課長 市民協働課長米田でございます。順番ちょっと逆になります けど、まず、青パトの件からさせていただきます。

おっしゃいますように、青パトを地域でやりたいんだけども、実際のところなかなか駐車場の確保が難しいねというようなことで、既に東中浜なんかもそういうことでいるいろお困りになっておられました。最終的に、東中浜の場合につきましては、東中浜の公園のところの集会所の横の一部をということで、建設局の公園担当といろいるお話をさせていただいて何とか確保できたということになっております。

江ノ口委員のほうからございましたように、中浜の地域集会所の改装というのも役員の方からお聞きはしておりますので、もしそのときに何か一緒にできることがあるのであれば、我々も建設局に一度お話し合いなんかをさせていただきながら、できるだけ確保はしてまいりたいなと思っております。

実は、城東区も青パトを一時期各地域で取り組んではいただきたくて、この運営方

針にも載せたんですけれども、なかなかいろいろな事情で取り組んでいただいているところが少ないという状況になっております。いろいろ課題あるかとは思いますけれども、私ども市民協働課にお問い合わせいただければ、いろいろお話し合いさせていただきながら、できるだけそういうことができるように協力してまいりたいと考えております。

それと、町会の掲示板でございますけれども、大阪市の場合は、いわゆる大阪市が管理しております掲示板、先ほど江ノ口さんのほうから良いやつという言い方でございましたけれども、それと町会独自でもってこの間いろいろな経過で作られてきたものという大体二通りに分かれるかなと考えております。何分、町会の掲示板になりますと、大阪市には非常にたくさんの数がございます。城東区内でも実際に町会掲示板自身が何枚あるのかすら、我々把握はしておりません。町会掲示板につきまして、誠に恐縮でございますけれども、町会のほうで引き続き管理ですとか、新設、あるいはやりかえというようなことも含めてお願いをせざるをえんかなと考えておるところでございます。

それとあと、回覧物の関係でございますけれども、以前、十数年前でしたらいろいろな情報については回覧物で各班、地域振興会の中で回していただくというのが一つのやり方やったんですけども、基本的に今、私どものほうからも回覧物については極力少なくさせていただいておるところでございます。どうしてもこの件だけはということにつきましては、地域活動協議会の連絡会等で回覧の必要性趣旨等を説明させていただきながらご協力賜っておるところでございますので、あわせてご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○大熊保健福祉課長 先ほどのご家族の介護認定の件ですけども、介護認定が引き継がれなかったということで、こちらへ戻って来られたときに画面上のデータをちゃんと確認するか、お話をもっとちゃんと伺えば、スムーズにいったのかなと思ってお

ります。大変申しわけございません。

○安川議長 それでは、ちょっとお時間のほうがまいりまして、まだまだ皆さんご 意見があろうかと思いますが、今後のご意見に関しましたら、また各部会のほうでご 意見を出していただいて議論していただけたらと思います。

それでは、ひとまず、この議題につきましては、ここまでにさせていただきます。 その他の案件があるようですので、区役所のほうから説明をお願いします。

○縣総務課長 総務課長の縣でございます。

では、この場をおかりしまして、元城東区役所の跡地の活用につきまして、説明を させていただきたいと思います。

元城東区役所の跡地にかかわりましては、この間、区政会議でもご意見を頂戴して おりますし、また地域活動協議会の会長さんの連名で要望書等もいただいております。 すみません、今のところ資料なしで説明させてもらっていますので、また資料のご案 内させていただきます。

当初は新庁舎、新しい建物に非常にお金がかかるということもございまして、基本的に跡地については売却をして、それを建物をつくるための財源に充て込んでいこうということにしておりましたので、大阪市としては何も条件をつけずに、一番高いところに売りましょうというのが、この建物をつくろうかという計画をしている段階での方針でございました。

しかしながら、平成27年には、区政会議等で区民の皆さんからもご意見もいただいておりますし、また地域活動協議会の会長さんの皆さんの連名の要望書等もいただきまして、こういうご意見も参考にしながら、区といたしましては福祉であったりとか、健康であったりとか、子育て、そういった形でまちづくりに資するようなもの、まちづくりに役立つような活用につきまして、関係先とも調整を図りながら検討をしてきたというところでございます。

また、実際どういう形で処分するかにつきましても、先ほども言いましたように、

大阪市の方針というのは基本は売却ということになっているんですけれども、あの用地、地下鉄から上がってすぐのところということもございますので、区内の貴重な一等地であり、また50年、60年先になったら、あそこの用地が活用できるんではないかと、いろいろな行政需要に活用できるんではないかということで、この間、定期借地、例えば期間を定めて50年間だけお貸ししますよと、50年たったら返してねということで、土地が返ってくるような手法も検討を行ってきたところでございます。

しかしながら、定期借地の活用については、大阪市全体で活用のルールがきちんとできていないので、そういうルールを定める必要があるということで、関係局が中心となって、この8月末に定期借地をする場合のルールがつくられているところでございます。

そうした中で、定期借地の活用のルールにあわせまして、例えば城東区役所の跡地のように、今現在使っていない土地があったら、どういうふうに活用方法、活用案を策定していったらいいかという大阪市としてのルールが示されました。それが、こちら資料6、きょう配付させていただいた資料、お手元にありますか。「もと城東区役所用地における活用案の策定」についてという1枚物の資料、本日配付させていただいたのがあろうかと思いますので、そちらをご参照いただけたらと思います。

こちらが、いわゆる未利用地を活用する場合、右側を見ていただいたら「見える化」というのが書いてあって、その右側縦軸で「未利用地活用案策定にかかる留意事項」というのが書かれていると思います。これが、大阪市で新しくつくられたルールで、使っていない土地をどういう形で活用するか、それを考える際にこのルールに基づいてやっていってくださいということになっています。

まず、一番上です。所属というのは区役所になります。区役所における内部協議による方針や方向性をまず検討しなさいよ。次に、未利用地活用案の企画、立案。どんな形で使うのがいいか考えてくださいね。3つ目が、関係機関、所属との連絡調整、協議及び情報提供となっています。その上で、4つ目、活用案(素案)の策定となっ

ています。

こういうルールができましたので、今現在これに基づいて検討を進めておるところで、ちょうど2番目と3番目のところ、未利用地活用案の企画、立案、それから、関係する機関とか所属との連絡調整、協議。こういったところを今現在、検討せていただいているという状況でございます。

今後は、この調整がつきましたら、活用案の素案というものをお示しさせていただいて、その下、市場調査であるとか有識者会議、でまたこちらの区政会議であるとか、あるいは地域活動協議会であるとか、区民アンケート、パブリックコメントによる区民の皆さんのご意見を広く聞いていきたいと考えています。また、こちら市場調査、実際案をつくっても誰も手を挙げてくれないような案であれば実現性がございませんので、例えばこういった施設をつくりたいといったときに、手を挙げてくれるような事業者が複数あるかどうか。例えば、こういった施設をつくりたいよと言っても、1つの方しか手を挙げないような案であったとしたら、結局その方に特別に売ることと同じになって、やはり競争性が確保できないということなので、市場調査というのは、少なくともここの用地をこういったものに使いたいと言ったときに、複数の事業者の方が手を挙げてくれるかどうかというのを調査していくということでございます。そうした中で、市場調査による未利用地の活用と需要、複数の方が手を挙げてくれるかどうか、これをマッチング、こういったものを調査しながら、活用案の素案を活用案(実施案)ということで一つグレードアップしていきたいと思っています。

その上で、どういった形で事業者を選定していくのか、活用手法を検討させていただいて、改めて区政会議や地活協であるとか有識者会議でご議論をいただいて、最終的に意思決定プロセス、いわゆるこの話は当然市長なり、上層部のほうにも上げて判断を仰ぐということで対応していきたいと考えているところです。

繰り返しになりますけれども、区役所の跡地についてどうしていくかというのは、 今申しましたように、2番目と3番目のところ、今現在区役所の中でいろいろ考えて います。いろいろな関係先と調整させてもらっています。素案ができた段階では、こちらの区政会議、多分日程的には臨時会という形で1回臨時で会合などもお願いしたいと思っています。あと地活協であったりとか、パブコメであったりとか、アンケート等々広くご意見をお聞きしながら活用案を策定していきまして、しかるべく市としての判断を仰いでいきたいと考えております。とりあえず区役所の跡地について、今後どういう手順で活用の案の検討を進めていくかということで、本日、手順の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

〇安川議長 どうもありがとうございます。ただいまの。じゃあ、質問のほう、お願いします。

○岡田委員 公募委員の岡田です。

今のご説明で、どうしても事業者に使うてもらわないかんのか、区民の安全のためのまちづくりしていく上で、今の聞いていたらどうしても業者に使うてもろうてもうけを上げてもらわないかんいうふうに聞こえたんですけれども、将来のために置いておくという、いろいろなニア・イズ・ベターやとか、住民を中心してということであれば、何か違うような気がしたんですけども、そこらは、どうなんでしょうか。事業者を入れないかんのかどうかいうところあたりをお願いします。

○縣総務課長 今ほどのご指摘でございます。基本的には、区役所の跡地につきまして、区とか行政が直接これに使わなければならないという事業がございましたら、当然そういった事業で活用していくというのが基本になってくるかと思います。したがいまして、絶対にここを使わなきゃいけないというものがあればそういう検討になってくるかと思うんですが、実際この間、それがないというような状況です。それ以外で、市なり区が直接やらなくても区のまちづくりを考えたときに、よりよい区にしていこうと思ったら、こういう施設が欲しい、ああいう施設が欲しい、必ずしも区が直接やらなくても、例えば前回の私どもが考えておりました考え方の中では、福祉の施設はどうかとか、健康の施設はどうかとか、子育ての施設があったら良いのではな

いか、いわゆるこういう施設があったら良いと思ったときに、そういう施設というの は必ずしも区がやらなくても、民間の方がやっていただいているので、そういう民間 の方に事業をやっていただくという前提で用地の活用を考えていこうということです。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○安川議長 ちょっと時間がまいりましたので、この件に関しましたら。
- ○江ノ口委員 時系列いいますか、どれぐらいの時間かちょっと説明されていない ので、それだけちょっとお願いします。
- ○安川議長 じゃあ、最後にじゃあこの時系列ということで。
- ○縣総務課長 申しわけありません。確かに、区役所新庁舎に移転させていただきまして、もう1年半ぐらいたちます。この間、いろいろ跡地の関係、ご心配をおかけしています。ただ、いついつかとはっきり言いたいんですが、まだいろいろな関係先がございます。できるだけ早い時期にやらせていただきたいと思います。

また、いろいろな形で区民の皆さんの意見、活用案ができた段階でお聞かせ願いたいと思いますので、その節にはまたご意見いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安川議長 それでは、この件に関しましたら、今後区政会議、各部会もあります ので、その場でもまたお話し合いをしていただいたら結構かと思います。

それでは、最後に区長にまとめをしていただきたいと思います。どうぞよろしくお 願いいたします。

○松本区長 大変熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日の中でいいますと、まず一つ、区の広報誌の全戸配布への検討ということでございますけれども、これにつきましては、前回の区政会議での意見を頂戴しまして、 それを何とか実現したいということで、今現在区で作業を進めさせていただいているところでございます。このように、区政会議でいただきましたご意見につきましては、可能な限り私どもといたしましても実現に向けてできるものはできるということは、 できるものしかできないんですけれども、検討を進めていきたいと考えておりますの で、その点、何とぞよろしくお願いを申しあげたいと思います。

それと、本日のご意見の中で割と具体的に、特に窓口等における対応の不手際でありますとか、あるいはそのサービスの優先順位をきっちりつけなかったというようなことにつきまして、多々ご意見を頂戴しました。

また、コンプライアンスに係りまして、なぜ半減が10%減になったんやというふうなお話もありましたけれども、先ほど縣からもありましたように、やはりどうしてもヒューマンエラーというのは、非常に気をつけていても起こってしまうというふうな中で、私ども今、取り組んでおりますのが、仕組み、あるいはその仕事の仕方、業務のプロセスの中で間違いが起こらないようなやり方ができないのかどうなのかというふうなことにつきまして、一つ一つの業務につきまして再度見直しをかけているという状況でございます。これには多少、時間も頂戴しないといけませんし、すぐすぐ効果の出るものでもございませんので、ひとまずは市政改革プラン(区政編)の2.0にあります目標数値、これをかざしていただきたいというふうに思っております。

それと、あと地域のほうにいろいろとご苦労をおかけしております回覧物でありますとか、掲示物でありますとか、そういったことのお話もございました。これにつきましては、私どもとしましても、できるだけ地域の負担が軽くなりますように努力をしていきたいと思っております。

そして最後に、縣から申しあげましたように、皆さん方も元城東区役所用地につきましては、ご関心がおありだと思います。ただ、今現在、関係機関・所属と協議をしている最中でございまして、活用案(素案)につきまして、早急にまとめましてまた皆様方、お集まりをいただきまして、忌憚のないご意見、頂戴してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いします。

本日は、どうもありがとうございました。

○安川議長 それでは、本日ご出席いただいております市議会議員、府議会議員の

先生方からご助言をお願いしたいと思います。

ご順番によろしくお願いいたします。

〇山中議員 きょうはどうもありがとうございました。きょうが初めてという方もおられると思います。で、多分この城東区の運営方針(改定版)とか、先ほどの元区役所用地云々かんぬんって何言っているかさっぱりわからんということも結構おありだったんじゃないのかなというふうに思うんです。役所言葉っていいますか、私も、結構何年か議員やらせていただいていますが、それでもそれはどういう意味ですかと聞きたくなるようなことが結構あります。でも役所は役所でやっぱり一生懸命皆さんにもわかっていただきたい、市民の皆さんとも思いを共有したいという思いで一生懸命つくっていると思うんです。で、最初の役所の説明を聞かせてもらって、その後、委員の皆さんからいろいろ出されたご意見を伺っていて、役所の一生懸命考えている、その役所の言葉とか役所の発想というものに魂を入れていただくのがやっぱりきょう集まっていただいている皆さんであり、市民の皆さんだと思うんです。

引き続き、現場の具体的ないろいろな生の声を、きょうのような機会もですし、部会もありますし、いろいろな場所で私たちの毎日やっている活動というのは、この言葉じゃないんだよと。この言葉であらわしてほしいとか、こんな思いでやっているんだということを、どんどんご遠慮なく言っていただいて、同じほうに向かっていると思いますけれども、言葉のとか認識とかでこんなに差があると今は思っておられるかもしれませんけども、遠慮なくおっしゃっていただく中で、やっぱり住みよい城東区にもっとみんなが住みよい城東区にしたいというところに、みんなが向かって行けるような、そういう区政会議にぜひさせていただきたいというふうに思います。

今後どうぞよろしくお願いいたします。

○西川議員 皆様ご苦労さまでございました。一気に冷え込んでまいりました町とは全然真逆で、大変熱い熱いご議論を賜りまして、本当にありがとうございました。 地域のまちづくりの貴重なご意見、また具体的な、これだよ、これだよという本当 に具体的なご意見を賜りました。

安川議長さんから、これから皆さん各部会に属されるというご紹介がございました けれども、どうぞ、その部会のほうで、深い深いご議論を賜りますようによろしくお 願いしておきたいと思います。

もちろん、松本区長さん初め区役所は、皆さんのご意見、十分に酌み取って、「城 東区のめざすこと」あるいは「城東区の担う役割」と、資料の4の5ページに書いて ありますけれど、で、3ページに「とても住みやすい」城東区で、アンケートが35. 2とありますけれども、どんどん100%に近づきますように努力を尽くしていただ きますようにお願いをしておきたいと思います。

方針につきましては、一点だけ、防犯カメラの設置、あるいは青パトの部分で、地域とのかかわりの中で、城東区は人口割りの犯罪率は大変低いというふうに勉強しておりましたけれども、警察さんのほうから、ここで犯罪が起こりましたという地図を見せていただいたことがございます。ちょっと見て驚きました。もう印がいっぱいです。ぜひ、区役所も一丸となって皆さん方の協力いただいて、安心安全のまちづくりにお願いをしたいというふうに思います。

最後に、元の区役所の跡地のお話出ましたけれども、縣課長のおっしゃるとおり、 もう市民・区民の貴重な本当に大切な財産であることを十分に意識をしていただきま して、進めていただきたいというか、資料6を見ましても多方面からの意見をしっか り聞くというふうに書いてあるというふうに理解をしております。これからも慎重に 進めていただきますようにお願いを最後にしておきたいと。

皆さん、どうもご苦労さまでございました。

○明石議員 きょうはどうもありがとうございました。先ほどから果敢な意見を聞かせていただいて、例えば最後に出ました区役所の跡地の利用についても、ごもっともな意見です。この工程表が出ていないというのは、やっぱりこれは目標がないのかと、区役所として。これはやっぱり恥じるべきですよ、絶対的に。じゃあ、これから

ちゃんとやります。そんな話はなしに、おおよそのここまででやるというのは、それはもう皆さん委員から出た意見ですよ。それはやっぱり真摯に受けとめていただきたい。まず、このことを思います。

そして、さまざまな意見、出ている中で残念なことは、やっぱりこの今回の改革の来年度予算について、こういうことをやっていくということに対して予算がついていないということは、非常に残念です。あくまで今回の、来年度も継続してやっていく内容のこともあると思うんですね。それであれば、大まかな前年度の予算は、今年度の予算はこのぐらいついていますと。でもここは拡充するんですということが、わかりやすいように、ほんまにしていただければなと。そうすれば、部会でも自分とこの予算については、こんだけついているんだということもわかるでしょうし、特に重点的に来年度この城東区として力を入れてきた、先ほど防犯のカメラの件もありましたとおり、それに力を入れていくということはそれで予算も当然とらないとだめなんで、それについてはしっかりとまたわかりやすいようにしていただければと。早い段階で、今年度の予算でも結構ですから、わかりやすくしていただければ、各委員の皆さんの話し合いもスムーズにいくんではないかというふうに思っています。

果敢な意見で、これから1年間、大変お世話になりますけれども、42名の方がきょうご参加いただいて、本当にこういう議論を各部門別にもっと熱のある意見をいただいて、そしてその中でまた区役所としてこれを引き上げてやりましょうということがどんどんどんどん出てくればいいのかなというふうに思っていますので、1年間大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申しあげます。ありがとうございました。

○ホンダ議員 お疲れさまでした。おくれて来てすみません。市会議員のホンダで す。いつもありがとうございます。

前期から継続いただいている委員の皆さん、また2年間よろしくお願いします。新 しく申し込んでいただいた委員の皆様、またよろしくお願いいたします。皆さんの一 生懸命な議論で新しい城東区の予算が決まっていきますので、お忙しいところ、お疲れのところ長時間大変だとは思いますが、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。

○しかた議員 皆さん、こんばんは。大阪府議会議員のしかた松男でございます。

きょうは皆さんの活発なご意見、ありがとうございました。昨年から委員になられている方は手を挙げられてなれたご意見を言っておられるなという印象がございます。また、新しい委員の方も積極的なご意見をいただきました。私もずっと55年間城東区に生まれ育って住んでおりますので、城東区はいい区だなあというふうに、自分でも上等な区ですということで、いつもどこ行っても宣伝をしておりますけれども、皆さんのこういう貴重な意見が出るというのは、皆さん住んでよかった、またこれからよくしていこうということで熱心なご意見が交わされているというふうに思います。1年間、非常に忙しい時間ではありますけれども、ちょっと決まった時間でご意見を申しあげないかんということで、議長さんも副議長さんも非常にお困りな点もあるかもわかりませんけれども、皆さん、また1年間、仲よく城東区がますます発展しますことのご意見の場であるということを思っていただいて、今後また活動に励んでいただいたらというふうに思います。

また、きょうはちょっと意見が出ませんでしたですけれども、よくこの場でここに信号機をつけてほしいとか、横断歩道をつけてほしいとかいうご意見がございますが本日はなくて安心しました。できる限りのことはまたさせていただきたいなというふうに思います。また、皆さんの安心安全を守っていきたいと思います。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

○安川議長 議員の皆様、貴重なご助言、ありがとうございます。

それでは、平成29年度第2回城東区区政会議本会については、これで終了したいと存じます。区役所の皆さんにおかれましては、この区政会議で交わされた意見を踏まえ、区政運営に努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたし

ます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、最後に事務局、よろしくお願いいたします。

○縣総務課長 安川議長、又川副議長、萩原副議長、各委員の皆様、本日はどうも ありがとうございました。

また、本日お配りしております資料4の運営方針(検討版)につきましては、今後 いただいたご意見とか予算担当局とのやりとり等を踏まえまして、修正等を行ってま いりたいと考えております。

したがいまして、次回にはその時点での最新の状況なり資料をお示しすることとなりますので、ご了承のほうよろしくお願いいたします。

また、テーマを絞ってより専門的なご意見をいただくという観点で、当区政会議では部会を設置させていただいております。既にご案内をさせていただいているかと思いますが、10月1日付で新たにこども・教育部会を設置するなど、部会構成を改編しております。

本日提出いただきました希望調査票に基づきまして、各部会に参加いただく委員の 決定をさせていただきたいと考えていますが、人数のバランス等によりましては、ち 希望の部会ではないところにお願いするというケースもあるかと思いますので、その 節につきましてはご了承いただきたいと思います。委員の割り振りが決まりましたら、 大体11月の下旬から12月にかけてになるかと思います。部会を開催させていただ きたいと考えております。開催案内とともにお知らせさせていただきますので、お忙 しいとは思いますが、ご参加をお願いいたします。

それから、前期から引き続き委員をやっていただいている皆さんにお願いします。 区政会議の運営のアンケートであるとか、28年度の取り組みに関する評価のお願い をしておったかと思います。お返事は、郵便でお返事をお願いしますということでお 願いしておったんですけども、まだの方がもしいらっしゃいましたら、またご提出を お願いしたいと思います。

それから、本日の別紙1に委員の皆さんの名簿を掲載していますが、地域推薦の方については地域名が入っておりますが、公募委員の方については、公募委員ということで公募しか入っていないという状況でございます。

区政会議につきましては、区の課題について意見をいただく会議ではあるんですけれども、地域推薦の方におかれましては、議論の内容をまた地域のほうに持ち帰っていただくことで、地域においてもまちづくりのヒントになるんではないかということで考えておるところです。その際、公募委員の方の意見につきましても、地域に関連するような中身がございましたら、地域におけるまちづくり、これは参考になる、活用できるようなこともあるんではないかと考えているところでございまして、できましたら、こちらの別紙1、公募委員の方につきましても在住であるとか、住んでおられるとか、あるいは勤めておられる地域、いわゆる小学校区名を記載させていただきたいと考えています。

一応、この小学校区名とか地域名につきましても個人情報になりますので、地域名 も掲載してほしくないというでしたら、会議終了後、事務局までご連絡をいただきた いと思っております。できましたら地域名の記載につきまして、ご協力をよろしくお 願いします。

それから、最後になります。資料8といたしまして、ご意見シートというのをお配りさせていただいております。また、これ後日でも結構です。何かご意見等がございましたら、またファクス等でも結構ですし、お送りいただけたらと思います。

それでは、長時間ありがとうございました。本日の区政会議はこれで終了させてい ただきます。本日は、どうも長時間ありがとうございました。